

2014 年 12 月 19 日

利用目的の変更について意味の確認

全国地域婦人団体連絡協議会  
事務局次長 長田三紀

全地婦連は第 12 回に提出した意見書で、利用目的変更時の手続きの見直しについて、オプトアウト機会の提供により本人の同意なく変更できるようにする措置の導入には反対しました。これを受けて大綱の事務局案に修正が入り、検討会案では、「本人が十分に認知できない方法で、個人情報を取得する際に特定した利用目的から大きく異なる利用目的に変更することとならないよう、実効的な規律を導入する。」との条件が付けられました。そこで、この条件を達成する法案になったのか確認させてください。

変更した利用目的は、変更前に取得したデータに遡及して適用できるのかを明らかにしてください。つまり、制度改正後に、あらかじめ利用目的の変更がありうる旨通知又は公表した上で取得したデータを、その後利用目的を変更した後で、変更後の目的で利用することは認められるのか否か。端的にお答えください。

参考

